

## ○大雪消防組合職員の自家用自動車の公務 使用に関する規則

〔平成19年3月1日〕  
規則第13号

（目的）

**第1条** この規則は、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）が自家用自動車を公務遂行のため使用することについて必要な事項を定めることにより、公務能率の向上及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規則において「自家用自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、職員又は生計を一にする家族が所有するもの（所有権が保留されているものを含む。以下同じ。）で、職員が運転するものをいう。

（使用制限）

**第3条** 職員は、自家用自動車を公務に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、公用車（大雪消防組合（以下「組合」という。）及び組合を構成する町が所有権その他使用する権利を有する自動車をいう。）を使用できないときは、この限りでない。

- （1） 災害又はその他緊急を要する場合であって、一般の交通機関を利用することが不適当と認められるとき。
- （2） 一般の交通機関を利用することが困難と認められるとき。
- （3） 一般の交通機関を利用した場合において、公務遂行が著しく遅延すると認められるとき。

（使用許可）

**第4条** 職員は、前条により自家用自動車を使用しようとするときは、自家用自動車公務使用許可申請書（別記様式第1号）により、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

2 任命権者は、前項の許可について1年を超えてはならない。

3 第1項の許可にあたっては、次の各号の要件を備えていなければならない。

- （1） 自家用自動車の運転免許を有し、免許取得後の経過年数を1年以上有していること。
- （2） 過去1年以内において道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する事実を理由に懲戒処分を受け、又は同法に規定する免許の停止の処分若しくは罰金刑に処せられたことがないこと。
- （3） 当該自家用自動車について、自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）による自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険（以下「自賠責保険等」という。）の契約を締結していること。
- （4） 前号の自動車任意保険は、対人賠償1億円以上、対物賠償500万円以上、搭乗者傷害500万円以上の契約であること。
- （5） 道路運送車両法第48条に規定する車検を受けた自家用自動車であること。

（運転の承認）

#### 第4編 人事（大雪消防組合職員の自家用自動車の公務使用に関する規則）

**第5条** 前条により許可を受けた自家用自動車を公務に使用しようとする職員は、自家用自動車公務使用承認書（別記様式第2号）により、任命権者の承認を得なければならない。

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合の自家用自動車の使用を承認してはならない。

- (1) 職員の健康状態が過労、病気その他正常な運転に適さないと認められる場合
- (2) 自家用自動車の整備状態が不良と認められる場合
- (3) 原則として上川支庁管外に使用する場合
- (4) 当該自家用自動車に、公務に従事する職員以外の者を同乗させる場合、ただし、やむを得ないと認められる場合を除く。

（旅費の支給）

**第6条** 職員が前条の承認を受けて出張した場合は、大雪消防組合職員旅費支給条例（昭和51年大雪消防組合条例第5号）に規定する車賃を支給する。

2 前項の出張を命ぜられた職員は、大雪消防組合職員の服務に関する規程（昭和48年大雪消防組合訓令第4号）第47条に規定する出張命令（復命）カード（第6号様式）に「私用車使用」と記載し、あらかじめ決裁を受けなければならない。

（事故の報告）

**第7条** 職員は、自家用自動車を公務使用中において当該車両の交通事故が発生したときは、速やかに管理者に報告し、事故報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事故処理について必要な指示を与え、調査を命じ、当該事故の実態を確認しなければならない。

（損害賠償）

**第8条** 職員が前条において第3者に損害を与えた場合は、当該職員の自賠償保険等によって補填できる部分を除き、組合が賠償する。ただし、組合が損害の賠償をした場合において、職員に故意又は重大な過失があったときは、組合は職員に対して当該賠償額の全部又は一部を求償することができる。

2 職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、当該事故の当事者間で処理するものとする。

（許可を受けない自家用車の公務使用）

**第9条** 職員が第4条の許可を受けないで、公務に使用中の自家用自動車の運行によって第3者に損害を与えた場合において、組合がその損害を賠償した場合、又はその他当該運行により組合に損害が生じた場合は、当該運行について責任を有する職員に対し、当該賠償額又は損害額の全額を求償し、又は請求するものとする。

（安全運転の遵守）

**第10条** 職員は、第4条及び第5条の許可等を受けて自家用自動車を運転するときは、道路交通法を遵守しなければならない。

（実地調査等）

**第11条** 任命権者は、必要と認めたときは自家用自動車の公務使用の状況について、実地調査をし又は報告を求めることができる。

（委任）

**第12条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

第4編 人事（大雪消防組合職員の自家用自動車の公務使用に関する規則）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合職員の自家用自動車の公務使用に関する規則）

別記様式第1号（第4条関係）

自家用自動車公務使用許可申請書

大雪消防組合職員の自家用自動車の公務使用に関する規則第4条第1項により、次のとおり申請します。

年 月 日

大雪消防組合

様

所 属 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_

1. 車両

車両番号又は 登録番号	車名及び総排気量	年 式	乗 車 定 員
所有者氏名	使用者氏名	所有者との続柄	車検証有効期限
			年 月 日

2. 自動車損害賠償責任保険

契約機関名		契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
-------	--	------	--------------------

3. 任意保険

契約者名	契約機関名	契約期間		
		自 至	年 年	月 月 日 日
契 約 内 容				
対人賠償（金額）	対物賠償（金額）	搭乗者賠償（金額）	その他（金額）	

4. 運転免許証等

(1). 免許証番号 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日交付

(2). 免許の種類 \_\_\_\_\_

(3). 免許取得年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(4). 過去1年間における交通事故の有無 \_\_\_\_\_ 有・無

(有の場合はその内容 \_\_\_\_\_ )

(許可年月日)

年 月 日

大雪消防組合

印

- 備考 1. 運転免許証・自動車検査証・自動車損害賠償保険証・任意保険証の写しを添付すること。  
2. 免許証及び保険等の期限を過ぎる場合は、更新後の写しを提出すること。

第4編 人事（大雪消防組合職員の自家用自動車の公務使用に関する規則）

別記様式第2号（第5条関係）

自家用自動車公務使用承認書

所属		職名		氏名	印		
決		裁		用務 内容			
用務先		同乗者氏名		使用期間	願出年月日	使用理由	
				自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	ア. 第3条第1号 イ. 第3条第2号 ウ. 第3条第3号	
決		裁		用務 内容			
用務先		同乗者氏名		使用期間	願出年月日	使用理由	
				自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	ア. 第3条第1号 イ. 第3条第2号 ウ. 第3条第3号	
決		裁		用務 内容			
用務先		同乗者氏名		使用期間	願出年月日	使用理由	
				自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	ア. 第3条第1号 イ. 第3条第2号 ウ. 第3条第3号	
決		裁		用務 内容			
用務先		同乗者氏名		使用期間	願出年月日	使用理由	
				自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	ア. 第3条第1号 イ. 第3条第2号 ウ. 第3条第3号	

別記様式第3号（第7条関係）

自動車事故報告書

大雪消防組合						
管理者			様			
			報告者 職・氏名			
発生日時	年 月 日 時 分 頃			発場所		
当方車両・運転者	登録番号				登録番号	
	車名年式				車名年式	
	所属署名				住所氏名	
	経験年数				勤務先所在地	
	生年月日				法人名	
	業務内容				代表者氏名	
当方被害区分			相手方被害区分			
物的被害	車両				車両	
	その他				その他	
人的被害	所属氏名				人的被害	男・女 大・小・幼 重症・軽症
	所属氏名					男・女 大・小・幼 重症・軽症
	所属氏名					男・女 大・小・幼 重症・軽症
事故の概要						

事故略図

現場見取図

- 備考
1. 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、任意保険証の写し及び状況写真を添付すること。
  2. その他必要に応じて資料を添付すること。

(～670)